

令和5年第3回愛荘町議会臨時会会議録

令和5年10月3日（火）午前10時00分開会

議事日程（第1号）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 町長提案趣旨説明
日程第 4 議案第60号 契約の締結につき議決を求めることについて
日程第 5 議案第61号 令和5年度愛荘町一般会計補正予算（第7号）
日程第 6 議案第62号 協定の締結につき議決を求めることについて

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第6

出席議員（14名）

1番 久保田 正 利 君	2番 小 菅 久 宣 君
3番 中 川 喜代和 君	4番 澤 田 源 宏 君
5番 森 野 隆 君	6番 村 田 定 君
7番 上 田 太 治 君	8番 高 橋 正 夫 君
9番 外 川 善 正 君	10番 河 村 善 一 君
11番 瀧 すみ江 君	12番 竹 中 秀 夫 君
13番 辰 己 保 君	14番 村 西 作 雄 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	有村国知君	副 町 長	中西 功君
教 育 長	徳田 寿君	教 育 次 長 兼教育振興課長事務取扱	上林市治君
企画政策監 兼みらい創生課長事務取扱 兼新型コロナウイルスワクチン接種推進室長	西川傳和君	総 務 政 策 監	生駒秀嘉君
福 祉 政 策 監 兼健康推進課長事務取扱	木村美紀君	産 業 政 策 監	北川三津夫君
経 営 戦 略 課 長	田中孝幸君	行 革 ・ D X 推 進 室 長 兼公共施設最適配置推進室長	久保川瑞穂君

人権政策課長	藤野知之君	福祉課長	小林充周君
子ども支援課長	重田祐史君	住民課長	楠真二君
農林振興課長	山本拓也君	商工観光課長	阪本崇君
建設・下水道課長	羽田順行君	給食センター所長	藤野佳美君
生涯学習課長 兼国スポ・障スポ開催準備室長	陌間秀介君	図書館長 兼びんてまりの館館長	三浦寛二君

事務局職員出席者

議会事務局長 森 まゆみ 書記 伊谷 一真

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○議長（村西作雄君） 皆様、おはようございます。本日、第3回臨時会を招集させていただきましたところ、全員お繰り合わせいただきありがとうございます。ここ1日、2日、本当に秋らしいというんですか、天候になってきましたけれども、お体御自愛いただきしたいと思います。

ただいまの出席議員は14名で、定足数に達しております。よって、令和5年第3回愛荘町議会臨時会は成立いたしましたので、開会します。

◎開議の宣告

○議長（村西作雄君） これより本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（村西作雄君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（村西作雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

臨時会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、1番 久保田正利君、2番 小菅久宣君を指名します。

◎会期の決定

○議長（村西作雄君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。臨時会の会期は、本日の1日のみにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（村西作雄君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日の1日のみと決定しました。

◎町長提案趣旨説明

○議長（村西作雄君） 日程第3、町長提案趣旨説明を求めます。町長。

〔町長 有村国知君登壇〕

○町長（有村国知君） 令和5年第3回愛荘町議会臨時会の提案趣旨説明をさせていただきます。

まず、旧愛知川警部交番官舎解体工事について申し上げます。

本件につきましては、契約変更の内容や土地開発基金での事業の扱いなどについて、これまでの審議において、議員各位から多くの御意見を頂いてまいりました。さきの9月議会定例会におきまして、議案第48号 契約の締結につき議決を求めることについてを御可決いただけなかったことにつきまして、議案を提出した者として大変重く受け止めております。旧愛知川警部交番官舎解体工事に係る変更契約につきましては、周知看板の当初設置に際し、滋賀県屋外広告物条例に照らした適切な手続きができていなかったこと、また、契約変更内容に係る議会への前もっての御説明が十分とは言えなかったことなどが要因であると認識しており、おわびを申し上げます。

今臨時会におきまして改めて御提案し、御審議を頂くに際し、議員各位からこれまでに頂いた御意見や御指摘を踏まえまして、大きく2つの点について、次のとおり対応をさせていただきたいと考えております。

まず1つ目は、周知看板についてでございます。これにつきましては、竣工検査の後、速やかに撤去させていただきたいと存じます。旧愛知川警部交番及び官舎の敷地につきましては、これまでも駐車場として整備する計画であることを議会答弁や住民説明会において御説明してまいりました。この考えを住民の皆様により周知できますよう設置したものでございますが、この周知看板について様々な御意見を頂いていることから、工事竣工検査の後、速やかに撤去させていただきます。

次に、2つ目は、土地開発基金からの買戻しについてでございます。これにつきましては、今臨時会に買戻しの予算を計上させていただき、一般会計の買戻しを行わせていただきます。土地開発基金により取得した旧愛知川警部交番及び官舎の敷地、建物につきましては、駐車場としての整備予算を計上する段階での買戻しを予定しておりましたが、駐車場としての整備するまでの間におきましても、庁舎等リニューアル工事に伴う現場事務所及び資材置場、職員や公用車の駐車スペースとしての使用を予定しておりますことから、この点並びに議員の皆様からの御意見を踏まえた対応といたします。買戻しのための費用を今臨時会に提案の一般会計補正予算（第7号）において計上いたしましたので、御可決賜った後、速やかに買戻しを行わせていただきたいと思います。

と存じます。

旧愛知川警部交番官舎解体工事の変更契約につきましては、各議員から様々に御意見を頂いてまいりました。私といたしましては、これまでに頂いた御意見を謙虚に受け止め、反省すべきところを反省し、今後に生かしてまいるとともに、地方自治法第2条第14項にも定められております、最少の経費で最大の効果を挙げる行政運営により、さらなる住民福祉の向上に努めてまいる所存でございます。加えて、議員の皆様との協議、コミュニケーションにつきましても、より一層、前もって丁寧に行うことに努めてまいります。

次に、同じく9月議会定例会において御可決に至りませんでした議案第49号 令和5年度愛荘町一般会計補正予算（第5号）について申し上げます。

この補正予算におきましては、令和4年度に実施いたしました公共施設除雪作業に伴う予算計上に対し、御意見を頂きました。過年度支出となる事務処理誤りが生じたことにつきまして、大変申し訳なく存じます。つきましては、当該除雪作業関係部分を除き、先ほど申し上げた買戻しを行うための公有財産購入費とともに、一般会計補正予算（第7号）として改めて提案をさせていただくものでございます。

それでは、臨時会に御提案いたします案件について、御説明を申し上げます。契約議決案件1件、補正予算案件1件、協定締結議決案件1件の合わせて3議案を御提案させていただきました。

まず、契約議決案件です。議案第60号 契約の締結につき議決を求めることについては、旧愛知川警部交番官舎解体工事の変更契約を締結するものでございます。

次に、補正予算案件でございます。議案第61号 令和5年度愛荘町一般会計補正予算（第7号）につきましては4億5,289万5,000円を追加し、総額113億5,728万5,000円とするものです。

次に、協定の締結議決案件でございます。議案第62号 協定の締結につき議決を求めることについては、名神高速道路と交差する愛荘町管理の南門橋撤去につき、変更協定を締結するものでございます。

以上、契約議決案件1件、補正予算案件1件、協定締結議決案件1件を令和5年第3回愛荘町議会臨時会に提案させていただきました。何とぞ慎重な御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げまして提案趣旨の説明とさせていただきます。

◎議案第60号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（村西作雄君） 日程第4、議案第60号 契約の締結につき議決を求めることについてを議題にします。

本案についての提案理由の説明を求めます。経営戦略課長。

○経営戦略課長（田中孝幸君） それでは、議案第60号 契約の締結につき議決を求めることについてを御説明させていただきます。お配りしております議案書1ページのほうをお開きください。

次のように変更請負契約を締結することにつき、地方自治法第96条第1項第5号並びに愛荘町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例第2条の規定により議決を求めるものでございます。

1、契約の目的、令和4年度工事第27号、旧愛知川警部交番官舎解体工事。

2、変更契約の金額、変更前の契約金額、7,678万円。

変更後の契約金額、8,201万2,700円。

3、契約の相手方、住所、滋賀県愛知郡愛荘町東円堂1117番地5。

氏名、竹山建設株式会社。代表取締役、竹山文一でございます。

御審議賜りますようどうぞよろしく願いいたします。

○議長（村西作雄君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。13番、辰己 保君。

○13番（辰己 保君） 13番、辰己。質疑を行います。

私はこの件については、特にこの変更契約の中で、特に周知看板について7月、また8月の議会の全協、こういう場でも取り上げ、そして看板の速やかな撤去を求めてきました。そうした中で、一般質問でそのことを再び取り上げて行いました。今、町長がそうした議員の御意見に真摯に受け止めて、この周知看板は、当初は、9月27日は一時撤去でしたが、撤去をするということを言われました。

私は、早くこうしたことを行政事務、要するに公契約上適正かということ求めてきました。その答弁が駐車場の問合せというか、解体後はどのようになるのかという問合せに対して、町民の皆さんから多く頂いているので、それを周知するためにやったと。その延長線上で、解体工事の延長線であるので、この設置工事は適正だというような厚顔無恥な答弁を一貫して曲げなかった。そこに、まず町長はじめ職員の規範意識、今、町長自ら、私も指摘しましたが、県条例違反、こうしたものを抱えての事

業です。そういうようなところで、改めてこの場で町長及び職員の規範意識の向上と
いうか、そのために努めることを求めます。

同時に、では認めたという、撤去とするということは、解体工事の目的外工事を認
めるのかどうか。言葉的にちょっと不正確になりますが、要するに、周知看板は解体
工事の目的外工事としてなるのかどうか、その認識についてお聞きします。

同時に、その認識を聞くために、この解体工事は何を目的にした工事であったのか
改めて聞きます。となると、こうした一連の流れで撤去をするということをされたと
いうことは、要するに、その工事費の損金が発生するということになります。確かに
挨拶でそうした一連の流れに対して陳謝をされているわけですから、そのこと自体を
改めて問いただすということはしないんですが、しかし、損金が発生することは確実
であります。この損金を誰が補うのかということになってきます。私は、これは町長
がその損金を補填すべきだという考え方を持っていますが、こうした質問に対して答
弁を頂きます。

○議長（村西作雄君） 町長。

○町長（有村国知君） ありがとうございます。

今ほどもおっしゃっていただきました7月、8月、そして9月の議会においても、
辰己議員から御質問を様々に頂き、また、私としても御答弁上がらせていただき、こ
のように考えておりますと、背景としてこのような思いでございますということを御
報告をしまりました。その点におきましては、重なる部分あるとは存じますが、
ども、改めて御質問を賜りましたので、お答えをさせていただきたいと存じます。

まず、今日の提案趣旨の中でも触れさせていただきました。そのことは、辰己議員
も今ほど触れたねということでもおっしゃっていただきましたが、県の広告物条例に
しっかり沿った形で当初の看板設置ができていなかった。具体的には、歩道敷に、こ
の脚がかかったところ、また空中においても看板の面積というものが、この空中にか
かってもおりました。その点も含めまして、担当課においてのその部分の理解とい
うところが、1つの原因といたしましてはございます。

そして、これを組織として、特に指導をしていく立場である行政において、そのこ
とへの理解と、そもそもその部分を気をつけなければならなかったんだというところ
の、当初に気づきができず、また、このことは辰己議員はじめ、ほかの議員の方から
も御指摘を頂いての上で、これは適切にせねばならないということで処置をすること

になりましたけれども、そのことに関しまして、改めておわびを申し上げたいというふうにも存じます。

様々に規範ということは、行政の、特に住民の皆様からも見ていただいていた理解をしていただく最大の前提となるところだというように、それを私も存じます。そういう点において、やはりしっかりと、いつもアンテナを立てながら、この部分に抜かりがないかというところに意識を張れるだけの知見というところ、感覚というところもしっかり磨かねばならないと、改めて、私はもちろんでございますけれども、町職員の皆様と、みんなと共有をしてまいりたいというふうに存じます。

また、2つ目の点といたしましては、特にこの周知看板ということでございますけれども、これがこの解体の中に、目的としてもかなったものであるかということのお問いでございますけれども、これも9月議会で私も御報告、御答弁させていただいておりますけれども、やはり住民の皆様には、昨年、住民説明会をさせていただきました。この中において、各小学校区ごとということで4会場でいたしましたところ、2万人の町でございました中で44名の方、御出席ということでもございました。

そういう点におきましては、やはりなかなか通常のお仕事や家庭やということをしていらっしゃる住民の皆様には、広報等々でもしっかり周知をしてきたものではございますけれども、まさに該当の解体も進んでいる現場において、これはどのように用途がなっていくのかなということを周知をしていくということは、住民益にかなうという思いをいたしましたものにおいて、もちろん住民様からも、これ次、何になるんですかというお問いを町においても、私においても頂いてきたというのが4月以降にございましたので、そういう点においては看板の設置をして、そのことが大変大切であるという思いでもございました。

ただ、この事柄を議会の皆様には、金額はなかなか終盤まで出てこなかったというところがございましたけれども、そのことも含めて、議会の皆様には、早くということで、周知が本来できなかつたものかということに関しましては、大変申し訳ございませんでした。

また、解体の目的というところが何であるのかということに関してのお問いを頂きました。この部分に関しましては、全体としては、もちろん町議会の皆様にも過去2年間ほど、ずっとこのような計画でございますということをお話をしてきておりますけれども、この一帯が行政のエリアということで、縦のラインとしてつながって

る。また、現秦荘庁舎にいるメンバー、機構の皆さんも、この愛知川庁舎、また、新しく新保健センターを作った後に現保健センターは福祉の部門が入って執務に当たるということでございますけれども、町の職員のメンバーも増える。また、公用車の数も増えるということ。そして、道路を横断するという点がございますので、基本的には住民の皆様には、この道路のこちら側を御利用いただくということで、今、庁舎の愛知高側にも駐車場をより広めましてということでございますけれども、広く住民の皆様にも御利用いただける駐車場機能がどうしても必要でございますということを御報告してきた中において、駐車場でございますということでの、そのための私たちが守ってくださっていた愛知川警部交番、それから官舎は解体をしまいたいということです、解体をしまいたものでございます。

一番最後に、この看板の部分、これは、まだその段ではなかろうということにおいても、議会からは撤去ということを求めねばならないということで御意見を頂いてまいりました。その点において、住民の周知が6月以降ということではなされたものだというふうに捉えております。

今後ということに関してはなかなか捉えにくいところでございますけれども、やはりこの事柄に関しまして御意見を大変賜っているところを含めて、そういう点におきましては、もちろん、設置の部分としましては、先ほど申し上げましたとおり、住民様に周知をしていくということでこの中になかったものであるということで捉えておりますけれども、やはり、今後も私たちが町民の皆様によりなるほど、大変よかったというふうにお感じを頂ける最適配置という事業に取り組んでいくに際しては、この看板ということは取っていくということの判断をしたものでございます。

また、この設置という部分に関しましては、やはり大切なものであったということで、工事の中の、この御予算の中に今回上程をさせていただいておりますとおりでございますので、その点、御理解を頂ければというふうに存じます。御質問ありがとうございます。

○議長（村西作雄君） 13番、辰己 保君。

○13番（辰己 保君） 丁寧な説明をされるようになったというふうに受けています。しかし、肝腎な答弁はされていません。

解体工事の目的は何なのかを聞いているわけです。要するに、現実の工事の目的は何なのかという。将来駐車場にするということに対して、告知していたので、説明会

でも説明していたので、それをなおかつまだ町民さんから問合せがあるので、また媒体も限られているので、現状、現場に設置をしたと、簡単に言えばそういう説明だろうと思うんです。

私は、目的は更地にするということを常に言っています。駐車場にしていこうが、何をしようが、この工事は障害物を取り除く工事なんです。だから町長は、目的外工事とは当然口が裂けても言えないだろうと推察します。しかし、やはり撤去をするという、その表明は、目的外工事を認めざるを得ない。しっかりとそれを言葉にすることはできない。私はその痛みは感じて、分かっています。

なぜなら、仮に変更契約はもう結ばれているんです、仮契約は。でなかったら設置ができないんですから。あとは正式に予算を執行するかどうかだけの話なんです。ですから、既にもう仮契約が済まされているんですよ。私は、そのことは副町長にも言いました。だから、役場の書類上、今さらこれを取り除くことはできないと。仮契約を結んで、業者に対して迷惑がかかるし、しかも行政としての落ち度を認めてしまうことになる。何よりもやっぱり審議上、信頼関係上、業者と町の関係上、その仮契約を結んでいる以上は、本日出すように、このままで出さざるを得ない。しかし、議会は目的外工事をそのまま認めるわけにはいかないということです。認めるには、ここにプラマイゼロの環境をつくらなければならないということを申し上げているんです。

要するに、これがもう撤去をすると町長が自ら表明されたわけですから、要するに竣工検査は、この変更契約も含めて全事業となるわけで、その上で、竣工検査をしなければならない負いを負っているんですよ、事務手続上。ですから、竣工検査後に撤去する。しかし、撤去した段階で損金が発生するわけですよ。確かに、細かく言えば損金は働きません、細かく言えば。しかし、道義的に、一旦執行したものは、いやそれは、結果として議会が認めれば、あれは経費でしたので、消耗品でしたので撤去しましたという説明に変わるわけです。その説明を成立させるために、今日の議案で何が何でも議会は議決をもらう。竣工検査する。それで行政の責任を果たせる。説明責任も整う。その後撤去するのは、消耗品だから撤去したということになってきます。

だから、そうだろうと、損金を与えたことにはならないのかということ。その損金に対して、私は町長に何らかの誠意を見せるべきだと考えているんです。でなければ、何のために9月12日に否決したのか、議会は。チェック機能を、要するに執行部に議会の役割を示したということでしょう。それに対して何らかのペナルティー

として示すべきではないだろうかというふうに御提案申し上げます。

○議長（村西作雄君） 町長。

○町長（有村国知君） ありがとうございます。

辰己議員がおっしゃっていらっしゃることは、お心としては重々分かるところはございます。ただ、この行政というところ、執行部側ということになるのかもしれませんが、やはりそれは住民益にかなうということで、私もそのことを求めましたし、また、協議をする中で進めてきたものでございます。

一方、二元代表の中において、議会としてはそれはなかなか違うぞと、認めるわけにはいかないぞと、もちろんそれは議会として9月12日にお示しを頂いたものでございます。それを受けまして、やはり様々に私たちも、最終的には住民の皆様になるほどということをお届けをしていかねばならないというものを背負っていくということにおいて、様々に頂いた御意見、具体的にはこの看板ということの現時点においてちょっと違うんじゃないかと、御意見、大変多でございました。

そういう点におきまして、私どもとしては、そのことがよいというふうな捉まえ方でございましたけれども、そうではない、また、共に議会とは進めていかねばならないということにおいて、撤去という判断、そのことをお示しをし、また、今回の基金ということもしっかり買戻しをした上で事務事業に当たっていくべきではなかろうかということも御意見として賜りましたので、そのことをしっかりとということをも冒頭にも、提案趣旨説明の中でも、今日申し上げたものでございます。

そういう点におきまして、辰己議員がおっしゃっていただくところというところは、心としてはもちろん捉えておりますし、おっしゃるということも重々でございますけれども、行政として一つ一つ捉まえながら、このことで当初、9月12日も上程をし、また今回、改めてそのような対策、対象を取るということを御報告した上で御可決を賜りたいということで、上程を申し上げておるものでございます。

御理解を何とぞに賜りたいと心から存じておるものでございます。

○議長（村西作雄君） 13番、辰己 保君。

○13番（辰己 保君） 心中は察します。今、言葉というのはなかなか、私は特にその言葉知らずというところがあります。1つを捉えてとか言われて、私は別に1つを捉えて揚げ足を取ったように問題提起をしているわけではありません。要するに常々、行政、職員の皆さんも含めてこうした問題を、議会からの問題提起をどう捉え

るかということです。

町長はこうした、私たちが、議会のほうが否決すると、議会が悪いかのようなそうしたそぶりといいますか、そうした姿勢が結果としてこういう今日のこういった事態をつくっていると、いま一度そこに反省をしていただきたいと思いますし、言動についても、解体工事をしなければ、当然解体工事というのは、開けていかなかったら分からないものです。だからその延長線にある、その解体工事という本工事、本契約、このルールの上にあるものに対しては、議会も何ら言う必要はないと思うんですよね、よっぽどでなければ。しかし、そのルールの到着駅はやっぱり整地なんですよ。整地をしなきゃならない上に障害物を作ったことは目的外でしょうということです。その駅は違うでしょう。急になんで分岐をつくって曲げたのという指摘なんですよ。だから、何らかの措置を講じるべきではないですかということを行っているんです。

細かいところの指摘は、各議員さんが今日まで、ルールの上の話も議員各位から指摘がされています。それはそれでいいと思います。やはり、そうしたものを総合的に勘案して、やはり善処するとか、自分の身の考え方といいますか、こうした問題に対しての捉え方といいますか、そうしたところをしっかりと、答弁いただかなかつたら、議会としてどういう判断を下せるのかということにもなってこようと私は思っています。

本当に、改めて言うわけじゃないんですが、本当に顕著にこの看板1つのところにいろんな問題が惹起したこと、この点については本当に深く受け止めてもらいたいし、今後の町政運営上、どのように町長として指導といいますか、その先頭に立たれるのかお聞きをしておきます。

○議長（村西作雄君） 町長。

○町長（有村国知君） ありがとうございます。

このように御質問いただく中において、この事柄は課題だよ、町長、しっかりとそのことを心に刻んで当たらねばならないよと、実務一つ一つに捉えなきゃいけないぞということをおっしゃっていただいていると存じます。

町政をお預かりしながら、私も町の職員の皆さんと一つ一つ議論を積み重ねた上でまた判断をし、またそのことを分かりやすく時機にかなった形で議会の皆様にも御報告をし、また議会の皆様からも、こういう視点、視座ということを持ちなさいということをお授けを今後とも賜る中で、よりよい形のものも、未来を住民の皆様と共にお届けをし

てまいりたいというふうに深く深く思っております。

○議長（村西作雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村西作雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。初めに、反対討論はありませんか。13番、辰己 保君。

○13番（辰己 保君） 13番、辰己。この変更契約の締結につき議決を求めることについて、反対をします。

なぜならまず冒頭にいうのは、やはりこうした行為がまかり通るところを何としてもブレーキをかけなければならないと。これに対して、一定、私は町長がそうした真摯に挨拶をされている、そのことに対しては受け入れるわけですが、しかし、町や町民に損害を与え得る行為、これに対してのしっかりした答弁が頂けていなかったということを申し上げて、討論をしていきたいと思えます。

町長は、旧愛知川警部交番と官舎解体工事、以下は解体行為といえますを施行しました。解体工事は、工事の進捗に伴い、追加工事が発生し、9月議会に追加工事分を執行するために、変更契約の締結につき議決を求める議案を提案されました。議案の審議に際して、議会は、解体工事の本契約に照らして、変更契約であるかの是非を検討、審議することが求められ、行ってきました。

解体工事の目的は、当該地の建物の解体と整地です。解体工事の目的は、建物の解体によって当該地を更地にすることであり、よって、建物等の障害物を除去する工事です。駐車場周知看板、以下、看板といえますの設置は、工事目的の障害物を除去するはずの事業に、看板という障害物の設置です。看板設置は、解体工事の目的である更地に反する目的外工事です。当該工事の完了検査は、看板設置を含めています。更地という目的に反した障害物を除去せずに完了検査はできないことを訴えます。

議会は、不適切な行政事務を追認すれば、議会のチェック機能が問われます。目的外工事の設置に際して、県屋外広告物条例に違反して設置したことは、規範意識が鋭く問われます。県条例に違反した設置看板を整地、更地目的の上に障害物として設置したことは、行政事務、公契約として問われます。

町長は、9月27日の議員全員協議会において、看板は変更契約の締結を議決いただいた後に一時撤去を示されました。本日の議員全員協議会においては、撤去と表明されました。まさに私は目的外設置を認めたというふうに判断しました。看板は一時

撤去を含めて、2度の設置、撤去を行うということです。変更契約に際して、看板設置契約額はどのような根拠で算定されたのかの疑義が生まれます。

民間の商取引、契約とは違います。でも、民間でも、詳細な契約書を交わしています。いずれにしても、目的外設置により撤去を余儀なくされました。すなわち、看板設置額57万円の損害を町及び町民にもたらしたことであり、町議会が、私は減額決議をもって、町長に損害補填の措置を講じるべきだと考えています。こうした答弁が町長自ら頂けなかったことに対して不満を申し述べて、反対討論といたします。

○議長（村西作雄君） 次に、賛成討論はありますか。3番、中川喜代和君。

○3番（中川喜代和君） 3番、中川喜代和。議案60号 契約の締結につき議決を求めることについて、賛成の立場から討論を行います。

本件、すなわち交番官舎解体工事は、去る8月10日の議会全員協議会で523万2,700円の変更増となり、総額8,201万2,700円での変更契約を締結したい旨、説明がありました。契約工事が8月25日のため、9月定例会初日の8月24日に議決を得たいとの話でありましたが、議員からは、8月10日時点で工事はほぼ完了しており、後追いでの変更内容説明は理解できないとの声が多く、再度、8月21日に全協を開催し、増額約520万円の詳細説明を受けたところであります。

その席上、8項目にわたり約520万円の変更増内訳が示されました。その中身は、解体工事に直接関わりある項目と、解体工事と切り離すべき追加工事が含まれていることを知らされました。中でも、解体除去後の跡地利用の周知看板設置費の57万円は、解体工事の変更増に含むべき工事ではなく、また、当初設置場所は、道路交通安全を阻害するおそれのあるものとして、禁止広告物に抵触したものとなっており、町当局を厳しく追及するものであります。

従来から、建築工事等の変更契約に当たっては、近くに愛知中学校増築工事やハーティーセンタートイレ改修工事など、全て変更増契約議案を承認してきましたが、今回の変更増内訳を見ると、それらに別途追加工事が含まれていなかったか、それらの承認が適切であったかの疑義が残るところであります。

さて、今回の変更契約議決案件に関して、町長は、1、今後の増額変更にあつては、その内容や必要性を十分検討し、予算残があってもより慎重な事務に努める。2、変更増にあつては、議会への報告、説明を前もってより丁寧に行い、議会とのコミュニケーションの円滑化に努める。3、実績が少ない分野や専門技術職員がいない分野の

仕事について、町組織としてのノウハウの蓄積に努めるとの3項目を議会に約束されました。

今回の解体工事の増額にあつては、工事請負業者は、町監督員の指示により追加工事されたものであり、何ら業者に瑕疵はなく、本案が万一認められないと、支払い残金約1,682万円余りが未払いとなり、業者から損害賠償請求がなされるおそれや、何よりも請負業者と町との信頼関係が大きく崩れることとなります。

議員各位にあつては、こうした事情を御賢察の上、町長には、今後、先日の約束を厳守されることを条件に、本議案に賛成いただきたくお願いし、私の賛成討論といたします。

○議長（村西作雄君） ほかに討論はありませんか。7番、上田太治君。

○7番（上田太治君） 私は反対の立場から討論をさせていただきます。

ただいま反対、また賛成、両討論がございました。業者についての支払いを拒む思いは全くございません。業者は、町からの発注に基づいて誠実に業務を遂行したものであると思われまふ。ただし、今も辰己議員からの質問及び討論にありましたように、明らかに目的外工事が含まれていると私は思います。これを安易に認めれば、やはり議会としての姿勢が立たないという具合に思います。

重ねて申し上げます。私どもは決して業者に支払いを拒むものではございませんけれども、この議案については、今ほど申しましたように、目的外工事が含まれているという立場から反対をさせていただきたいと思ひます。

議員各位の御賛同をよろしくお願ひいたします。

○議長（村西作雄君） ほかに討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（村西作雄君） これで討論を終わります。

これより議案第60号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（村西作雄君） 起立多数です。よつて、議案第60号 契約の締結につき議決を求めることについては、原案のとおり可決されました。

◎議案第61号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（村西作雄君） 日程第5、議案第61号 令和5年度愛荘町一般会計補正予算（第7号）を議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。総務政策監。

○総務政策監（生駒秀嘉君） それでは、議案第61号 令和5年度愛荘町一般会計補正予算（第7号）の説明をさせていただきます。

補正予算書のほうをお願いをいたします。1ページになります。

令和5年度愛荘町一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億5,289万5,000円を追加をさせていただき、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ113億5,728万5,000円とするものでございます。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正による。

債務負担行為の補正。第2条でございます。債務負担行為の追加及び変更は、第2表 債務負担行為補正による。

地方債の補正。第3条、地方債の変更は第3表 地方債補正による。

それでは、2ページをお願いをいたします。第1表の歳入歳出補正予算を歳入のほうから御説明をさせていただきます。

10款地方交付税1項地方交付税、補正予算が7,698万8,000円。

その下の段です。14款国庫支出金1項国庫負担金、補正予算額が174万4,000円。その下、2項国庫補助金、補正予算額が680万2,000円。

次、15款県支出金1項県負担金、補正額が87万2,000円。2項県補助金186万2,000円。3項委託金9,000円。

その下です。17款寄付金1項寄付金、補正額が200万。

18款繰入金2項基金繰入金、補正予算額が1億9,857万5,000円。

20款諸収入5項雑入、補正額が1,516万9,000円。

21款町債1項町債、補正額が1億4,887万4,000円で、歳入合計が、補正前額が109億439万円、補正予算額といたしまして4億5,289万5,000円で、補正後の予算額が113億5,728万5,000円となるものでございます。

続きまして、3ページをお願いをいたします。歳出の1款議会費1項議会費で、補正予算額が7万4,000円。

その下、2款総務費1項総務管理費、補正額が1億3,208万5,000円の追加。
3項戸籍住民基本台帳費で86万円の追加。5項で統計調査費9,000円。

その下、3款民生費1項社会福祉費、補正予算額が499万8,000円の追加。2
項、その下、児童福祉費で1,639万7,000円の追加。

その下、4款衛生費1項保健衛生費で6,873万8,000円の追加。

その下、6款農林水産業費1項農業費66万1,000円。

その下、7款商工費1項商工費71万2,000円の追加。

その下、8款土木費1項土木管理費20万2,000円、2項道路橋梁費887万7,
000円、その下、4項都市計画費83万4,000円、5項住宅費2万5,000円
のそれぞれ追加。

その下、10款教育費で、次ページをお願いをいたします。1項教育総務費で、補
正額が624万5,000円の追加。2項小学校費で32万3,000円の追加。3項
中学校費で3万3,000円、4項幼稚園費で103万8,000円、5項社会教育費
で290万4,000円、6項保健体育費で2億788万円の追加。

歳出合計は、歳入それぞれと同じでございまして、補正額といたしまして4億5,
289万5,000円の増で、補正後の予算額といたしまして113億5,728万5,
000円となるものでございます。

続きまして、5ページをお願いをいたします。

第2表の債務負担行為補正でございます。まず、上段の追加分でございまして、事
項が県単独道路改良地元負担金事業で、期間が5年度から6年度まで、限度額は60
0万円となっております。

その下、2、変更でございまして、事項が南門橋の撤去工事委託事業で、補正前額
と補正後の、期間は一緒で、限度額が8,000万円から1億4,500万円と変更を
させていただくものでございます。

続きまして、6ページをお願いをいたします。

第3表の地方債の補正でございます。変更となります。起債のまず目的、1つ目か
らです。臨時財政対策債ということで、補正前額が6,100万が、補正後といたしま
して5,077万4,000円ということで、減となっております。一般事業債、補
正前額が3億5,850万が5億960万。次の地方道路等整備事業債が4億5,29
0万が、補正後といたしまして4億6,090万となっております。合計、補正前額

が10億7,000万が12億1,887万4,000円ということで、プラス1億4,887万4,000円の増となっております。

あと、起債の方法、利率、償還の方法については、いずれも変更はございません。

あと、23ページ、24ページ、25ページにつきましては、給与費明細書となっておりますので、御確認よろしくお願ひしたいと思います。

説明としては以上でございます。御審議よろしくお願ひいたします。

○議長（村西作雄君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。6番、村田定君。

○6番（村田 定君） 6番、村田です。

今回、臨時議会で補正予算を出されまして、総額4億五千何ぼということで、1億何ぼ、前回の5号から比べますと増額されています。この補正予算は、緊急性の高い住民サービス、福祉向上に直結する本当に緊急性の高いものが補正予算に上がってきています。

5号で9月議会に提出されたのが否決され、今日、臨時議会でこの補正になったわけですけども、大きく増額された中に、公有財産の購入ということで出ておりますが、これは土地開発基金で取得しておりまして、めったにこういうことはあるものでもそうそうありませんので、あえてこの緊急性の高い補正予算の中に入れられた理由をちょっとお聞きしたいと思います。

全体の4億五千数百万の中には、非常に住民福祉に直結した、本当にサービスが含まれております。金額は少ないわけですけども、306万8,000円、民間保育所の給食材料の高騰対策費用とか、また、大きな課題になっていました使用済みおむつの処分に係る補助金、これは私立5園の中で非常に温度差がある中で、本当に子ども支援課長はじめ一生懸命やっていた。本当にこの10月からできるというものが、そんなことで変わってきた。私は、こういったものこそがやはり補正予算であり、住民サービスだと私は思っております。

だから、そういう5号を否決されたこともしかと分からずに、これは一生懸命汗をかいた担当職員については、大変がっかりされたのではないかなど。本当に、あるときには残業し、またあるときには日曜、休日も出て一生懸命奉職している職員に対して、私はこういったことほど、やはり緊急性の高い補正予算として認めるべきだと思います。

そういったことで、土地開発につきましては、これは制度上、基金としてあるわけですので、先行取得して、そして使用目的が決まった段階で、一般会計から、当初予算から変更されるべきものではないかなど。なぜこの緊急性を要する臨時議会の補正でこういったものを入れて、全体を膨らまして、本当に住民さんに直結する、こういった部分を薄くしているように思うんです。

だから、そこらをなぜこう上げられたのかということ、私は補正予算に反対するつもりは全然ございませんが、今ここでこういったものを補正予算に上げる必要性はないんじゃないかなど。だから、駐車場は予定でありますので、設置が決まった段階で予算計上し、土地も一般会計から変更されればいいというふうに思いますし、これはそうそうこういうことはないわけで、前回、郡役所の土地をJA東びわこさんから平成28年2月17日に5,725万円で取得されています。これもやはり郡役所の存続、保存が決定された段階で一般会計に戻しているわけです。ですから、そういうことで、めったにこれはあるわけじゃないので、そこらのルールというんですか。思うと、今回緊急を要する補正予算にこれを組み入れられた理由をちょっとお尋ねしたいというふうに思います。

○議長（村西作雄君） 副町長。

○副町長（中西 功君） 御答弁申し上げます。

まず、補正予算の計上の時期ということについてでございますけれども、去る9月12日の本会議の場で御可決を頂けなかった補正、一般会計補正予算（第5号）につきまして、その取扱いにつきましては、いつに提案をさせていただくのかということについて、内部でも検討をしてみました。再度、御可決を頂けるためにということで、この間の状況を分析をいたしまして、内部で検討も行わせていただき、総合的な判断により、今臨時会での御提案とさせていただいたというものでございます。

また、住民生活に影響を及ぼすということについての御指摘でございますけれども、これにつきましても、この影響が最小限となるということのために、本日の臨時会を9月議会が閉じまして早々ではございますけれども、お願いをいたしまして、早期の御可決を頂けるようにということで行っているものでございます。

また、基金の買戻しの関係でございますけれども、これにつきましては、冒頭の提案説明で町長のほうからも触れさせていただきましたけれども、当初は駐車場としての整備予算を計上する段階での買戻しということについて、これまでの全員協議会等

でも御説明をしまいたところでございますけれども、駐車場として整備するまでの間におきましても、庁舎等リニューアル工事に伴います現場事務所及び資材置場、また職員や公用車の駐車スペースとしての使用を予定しているということでありまして、この点並びにこの間の議会全員協議会等での議員の皆様からの御意見を踏まえ、今臨時会に補正予算の中で買戻しの予算を計上させていただいたものでございますので、御理解を賜りますようによろしくお願い申し上げます。

○議長（村西作雄君） 6番、村田 定君。

○6番（村田 定君） いずれは買戻しするわけですから、タイミング的には、私はあえて緊急性を要する補正予算じゃなくてもよかったんじゃないかなというふうに思っています。

9月、否決されて、保護者の方は本当にもう喜んで、10月1日からそうなる喜んでおられたこのおむつの問題も、どうなるのということで、保護者は心配しております。私としては、29日に、最終日に追加で出てくるから10月からいけるよと言っておったんですが、本当に今、職場の中で、東近江の人とか彦根の人とか一緒に働いておって、やはり愛荘町はそれができてない、だからそれがやっとならなくなったということ本当に喜んでおられました。だから、それががっかりされている状態なんです。だから、これは本当に補正予算の重要性というものをいま一度、我々もしっかりと示していかなければならないというふうに思っております。

5園それぞれおむつを回収したものを持っていくのか、回収してもらうのか、まだまだ課題はあると思います。そういった中で、そういった本当に若いこれからこの町を担っていただかないかん人たちに対して、やはりそういう心配、サービスが滞るといことは、大変私は危惧をしております。

そういった意味で、おむつを持って帰らなくてもよくなっただけでも、本当に大きなこれ、町のPRにもなりますし、まだ19市町全部はできておりませんが、もう市は全部できてますし、もう草津市なんかは、もうお母さんも、この間も、おむつを持っていくのも園で用意してほしいと。今までは名前を書いておむつ持っていたのを、やはりそれやったら園で用意してほしいなど。草津市は早速それをされます。だからそういうことで、本当にその末端の声、そういったことを職員は聞いて、頑張ってくれているということは私は本当に評価したいというふうに思います。それに対して、何かあれば言うていただくべきですし、私はそういうことを強く申し上げます。

たいと思います。

本当に担当、また原課の皆さん、御苦労さまでございますということは申し上げたいと思います。

○議長（村西作雄君） 副町長。

○副町長（中西 功君） 御答弁申し上げます。

今ほど、おむつの助成の関係につきましてお話を頂きましたけれども、当初予定をしておりました10月1日からというのは、残念ながらありませんでしたけれども、今臨時会で予算のほうを可決を頂きますと、速やかに実施をするということで、担当課も大変汗をかいてくれておりまして、少しでも早くということで町内の保育園の皆様方と協議を重ねてくれているということでもありますので、御可決いただきましたら、一日も早く実施ができますように再度調整をさせていただいて、速やかに進めさせていただくということで進めてまいります。

○議長（村西作雄君） ほかに質疑はありませんか。7番、上田太治君。

○7番（上田太治君） 名神高速道路と交差する南門橋撤去についてお尋ねをいたします。

当初1億で予算が立てられておりました。それが、僅か数か月、半年もたたないうちに1億6,500万の予算を変更されております。いかに物価が向上しているといえども、65%もの値上げということは少し異常でないのかなと思いますけれども、それについてお答えを頂きたいと思います。

○議長（村西作雄君） 今の質疑は、債務負担行為の変更の中での話ですね。はい、わかりました。建設・下水道課長。

○建設・下水道課長（羽田順行君） 御質問にお答えいたします。

当初、協定額が1億円で、1億6,500万円になったというところで、その理由というところでお問合せいただいております。

先ほどの全員協議会でもちょっとお話のほうさせていただきましたが、この協定額につきましては、2019年の工事实績から算出をされているというところで、それからちょっと経過がしているというところでもございますし、また近年の社会情勢の変化から、かなり資材の高騰であったり物価上昇が起こっているというところで、金額のほうも工事費、高騰しているというところがございます。

また、当町だけではなく、この名神高速道路に歩道橋を設置されているのが、他府

県にもございますが、そこと合わせて、来年のリフレッシュ工事に合わせて工事の施工をしていただくという予定となっておりますが、他市町に対しても同様の金額の変更を申し上げられて調整をされているというところでもございますので、うちの町だけということではございませんので、その辺等も留意いただきたいなというふうに考えております。

これだけちょっとこう金額が上がるというのは、本当に当町としても、当初、お話があったときには、それほどまでに上がるのかという部分は当然感じておりましたが、これも先ほども申し上げましたが、この予算額に応じまして、また今後、測量設計、それから工事の発注をしていかれる中で、合算された発注、そして、入札差額等によって、金額のほうもしっかり固まってくると思いますので、予算としてこの額を今回債務負担として計上させていただくというところで、1点ちょっと御理解のほう賜りたいというふうに存じます。

以上でございます。

○議長（村西作雄君） 7番、上田太治君。

○7番（上田太治君） 相手方は、中日本高速道路株式会社1者でございます。ほかから相みつを取るという行為はできませんので、これらについては、厳しくといただきますか、よく目を光らせて、予算額から少しでも下がるように詰めていただきたいということをお願いいたします。

以上です。

○議長（村西作雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村西作雄君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。初めに、反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村西作雄君） 次に、賛成討論はありませんか。7番、上田太治君。

○7番（上田太治君） 私は、先ほども質問にありましたように、村田議員からの質問にありましたように、紙おむつ等についての反対をする意味合いから、前回の補正予算が否決されたものではないと思っておりますし、今回についてもそのような思いは一切ございません。

ただ、重ねて申し上げますけども、除雪作業の未払金が、本来は4年度の中で結末

といたしますか……。

○議長（村西作雄君） 上田議員、反対討論でしょうか。

○7番（上田太治君） 賛成討論です。

○議長（村西作雄君） ごめんなさい。

○7番（上田太治君） そういうことを十分御理解いただいた上でこの予算を通して
いただいて、賛成していただいて、一日でも早く住民サービスが受けられることを求
めて、賛成討論とさせていただきます。

○議長（村西作雄君） 失礼いたしました。

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村西作雄君） これで討論を終わります。

これより議案第61号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸
君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（村西作雄君） 起立全員であります。よって、議案第61号 令和5年度愛
荘町一般会計補正予算（第7号）は、原案のとおり可決されました。

◎議案第62号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（村西作雄君） 日程第6、議案第62号 協定の締結につき議決を求めるこ
とについてを議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。建設・下水道課長。

○建設・下水道課長（羽田順行君） 議案第62号 協定の締結につき議決を求める
ことについて御説明申し上げます。

議案書2ページのほうを御覧いただきたいと思います。

次のように変更協定を締結することにつき、地方自治法第96条第1項第5号並び
に愛荘町議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例第2条
の規定により、議決を求めるものでございます。

1、協定の目的でございます。名神高速道路と交差する愛荘町管理の南門橋撤去。

2、変更協定の金額、変更前の協定金額、1億円。

変更後の協定金額、1億6,500万円。

3、協定の相手方、住所、愛知県名古屋市中区錦2丁目18番19号。

氏名、中日本高速道路株式会社。名古屋支社長、池田光次。

以上、御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（村西作雄君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。
〔「なし」の声あり〕

○議長（村西作雄君） 質疑なしと認めます。
これより討論に入ります。初めに、反対討論はありませんか。
〔「なし」の声あり〕

○議長（村西作雄君） 次に、賛成討論はありませんか。
〔「なし」の声あり〕

○議長（村西作雄君） 討論なしと認めます。
これより議案第62号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕

○議長（村西作雄君） 起立全員であります。よって、議案第62号 協定の締結につき議決を求めることについては、原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（村西作雄君） これで本日の日程は全て終了しましたので、会議を閉じます。

◎町長挨拶

○議長（村西作雄君） 町長、挨拶。町長。

○町長（有村国知君） 令和5年第3回愛荘町議会臨時会の閉会に当たり、御挨拶を申し上げます。

今回提案の契約議決案件1件、補正予算案件1件、協定締結議決案件1件、慎重審議の上、御議決を頂き、誠にありがとうございました。

旧愛知川警部交番官舎解体後の跡地については、土地開発基金からの買戻しを速やかにさせていただき、最適配置に係るリニューアル工事等をスムーズに進めるために活用させていただきたいと思っております。

現在進めております庁舎等リニューアル工事につきましては、工事期間中に来庁さ

れる町民の皆様の安全確保はもちろん、できる限り御不便等をおかけしないよう、工
事事業者等と綿密に協議を重ね、進めてまいります。

10月に入り、少しずつ秋の近づきを感じるようになってきました。町民の皆様、
議員の皆様の実り多き秋の日々をお迎えいただきたいと存じます。皆様の御健康と御
多幸、御活躍を御祈念申し上げ、閉会に当たっての挨拶をさせていただきます。あり
がとうございました。

○議長（村西作雄君） これをもちまして令和5年第3回愛荘町議会臨時会を閉じま
す。大変皆さん、御苦労さまでした。

閉会 午前11時19分

上記会議の次第は事務局長 森 まゆみの記載したもので、その内容の正確であることを証するためここに署名する。

令和 年 月 日 議 会 議 長

令和 年 月 日 議 会 議 員 1 番

令和 年 月 日 議 会 議 員 2 番